医６５－２号

**診療所病床設置届出事項の変更届**

年 月 日

　　　　　　　　　保健所長　様

開設者

　 次のとおり診療所の病床設置届出事項の一部を変更したので、医療法施行令第４条第２項の規定により届出をします。

　なお，今回変更の届出をした病床については，救急患者の受入など特段の事情がある場合を除き，次表の病床を設置する目的及び内容のとおり利用します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設者 | 住所又は主たる  事務所の所在地 | | | | 〒  （℡ ） | | | | | | | | | | |
| 氏名又は名称 | | | |  | | | | | | | | | | |
| 施設の  名称 | |  | | | | | | 開設の  場所 | | | | 〒  （℡ ） | | | |
| 病床を変更し設置する  目的及び内容 | | | | | □分娩を取り扱うため  □その他 | | | | | | | | | | |
| 医療法施行規則第１条の１４第７項　　号に該当 | | | | | | | | | | |
| 診療科目 | | |  | | | | | 設置変更年月日 | | | | | 年　　月　　日 | | |
| 設置する病床の種別  及び病室・病床数 | | | | | 【変更前】  一般　　　　室　 　　 床  療養　　　　室　　　 床 | | | | | 【変更後】  一般　　　　室　 　　 床  療養　　　　室　　　 床 | | | | | |
| 備考 | | | | | 過去１年間の分娩数　　　　　件  （分娩を取扱うために変更する場合に該当する場合のみ） | | | | | | | | | | |
| 医師・看護師その他の従業者数（又は現在員） | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | 医師 | | 助産師 | 看護師・  准看護師 | | 看護  補助者 | | 薬剤師 | | | その他 | 計 |
| 従業者数  （現在員） | | | | 常  非 | | 常  非 | 常  非 | | 常  非 | | 常  非 | | | 常  非 | 常  非 |
|  | |  |  | |  | |  | | |  |  |

（注）常勤、非常勤に分けて記載し、非常勤については点線下に常勤換算数を記載すること。

※届出が必要な場合

（１）届出によって病床の設置を認められた診療所が，病床数を増加させる場合。

（２）届出によって病床が設置された診療所の病床数が減少する場合。

（３）届出によって病床を設置した有床診療所を廃止する場合。（廃止届と同時提出。）

[添付書類]　下段の留意事項についても確認すること。

１　建物の構造設備概要及び平面図（各室の用途を示し、病床の種別を明示すること。）

２ 病室及び居室の概要（床面積、採光面積、開放面積、天井高、前面廊下幅等）を記載した書類［別紙3］ ※　９床以下の診療所は、前面廊下幅、階段幅等の記載は不要

３　変更箇所の新旧が対照できる新旧対照表［別紙4］

　　４　「病床を設置する目的及び内容」が「その他」の場合は、医療法施行規則第１条の１４

第７項第１号又は第２号に定める診療所として病床を設けることについて許可を要しないこととする県知事の通知（写）

［留意事項］

　　　届出された病床が、「病床を設置する目的及び内容」どおり適正に利用されているかを

確認するため、報告を求める場合があること。

（１）有床診療所として開設する場合

①開設者が法人等の場合は、別途、診療所開設許可申請（医２号）が必要。

②開設者が臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師の場合は、この設置届とは

別に、開設届（医１９号）が必要。

（２）無床診療所が新たに病床を設置する場合

①開設者が法人等の場合は、別途、診療所変更許可申請（医５号）が必要。

②開設者が臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師の場合は、この設置届とは

別に、変更届（医２５号）が必要。

※開設者又は管理者の資格の確認について

（１）医師

①平成１６年３月３１日までに免許を取得した者及び同日までに免許申請を行った者

：免許証の提示（保健所で確認）又はその写しの添付

②上記以外

　　　　：臨床研修等修了登録証及び免許証の提示（保健所で確認）又はその写しの添付

（２）歯科医師

①平成１８年３月３１日までに免許を取得した者及び同日までに免許申請を行った者

：免許証の提示（保健所で確認）又はその写しの添付

②上記以外

　　：臨床研修等修了登録証及び免許証の提示（保健所で確認）又はその写しの添付